

第4章 計画策定の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 地域福祉推進の視点
3. 基本目標
4. 施策の体系
5. 地域福祉推進の焦点
6. 自助・互助の促進
7. 計画における「地域」の考え方

【第4章 計画策定の基本的な考え方】

1. 基本理念

地域福祉においては、地域のつながり・支え合いを向上させることが大きな目的であり、そのためには住民の地域参加が活発になっていくことが望まれます。自治会の加入率も低下し、地域活動やボランティア活動への参加率も低い状況の中で、地域組織や行政は、住民一人ひとりが参加しやすい環境づくり、参加したくなる環境づくりに努めていくことも必要です。子どもたち、若い世代、高齢者といった全てのライフステージの方々が、隣近所の気軽なあいさつや声かけといった「つながり」を意識し、そして継続していくことで、隣近所がまさに「身近なもの」となり、あいさつするだけのつながりから「心のつながり」となり、「支え合い」がしやすい地域へと変化していきます。

「地域の支え合いって必要なんだね、支え合いがあってよかったね」と思えるような地域を目指し、本計画では、第2次計画で掲げていた基本理念を継承し、「人と人がつながる」、「みんなが支える」地域福祉のまちづくりを推進します。

人と人、地域がつながる優しさの輪、 みんなで支える地域福祉のまちづくり

市民一人ひとりの考え方や意見が尊重されながら、お互いを見守り、支え合いを実践する小さな輪を広げ、人とひとが創り出すちから(福祉力)、地域と人で創り出す地域力(地域力)に支えられ、いつまでも安心して暮らしつづけていくことができるまちづくりを進めていきます。

- 日常的なあいさつや会話をきっかけとして交流が生まれ、地域に暮らす人達は顔見知りとなります。人と人のつながりは、こうしたさりげない小さな行動から始まります。
- さりげない小さな行動から、近所づきあいが生まれ、隣の様子を気遣い、気を配るようになり、困ったことがあれば、手を差し伸べるようになるはずです。
- お互いにかかわりを持つ関係の輪が広がると、地域そのものが、地域に暮らす一人ひとりを支え、見守っていく力をつけることとなります。
- 一人ひとりがお互いを支え助け合いながら、自分らしく自立し、安心して暮らしていける環境や住んでよかった、これからも住み続けたいと思える地域社会であるために、一人の思いをみんなで支える仕組みを作ります。

2. 地域福祉推進の視点

現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するため、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を生かした役割を果たしながら、生活課題の解決に向けて努力していくことが大切です。

「自助・共助・公助」が相互に連携し、補完し合うことが、地域福祉推進に必要な視点となります。

(1) 自助・互助の視点

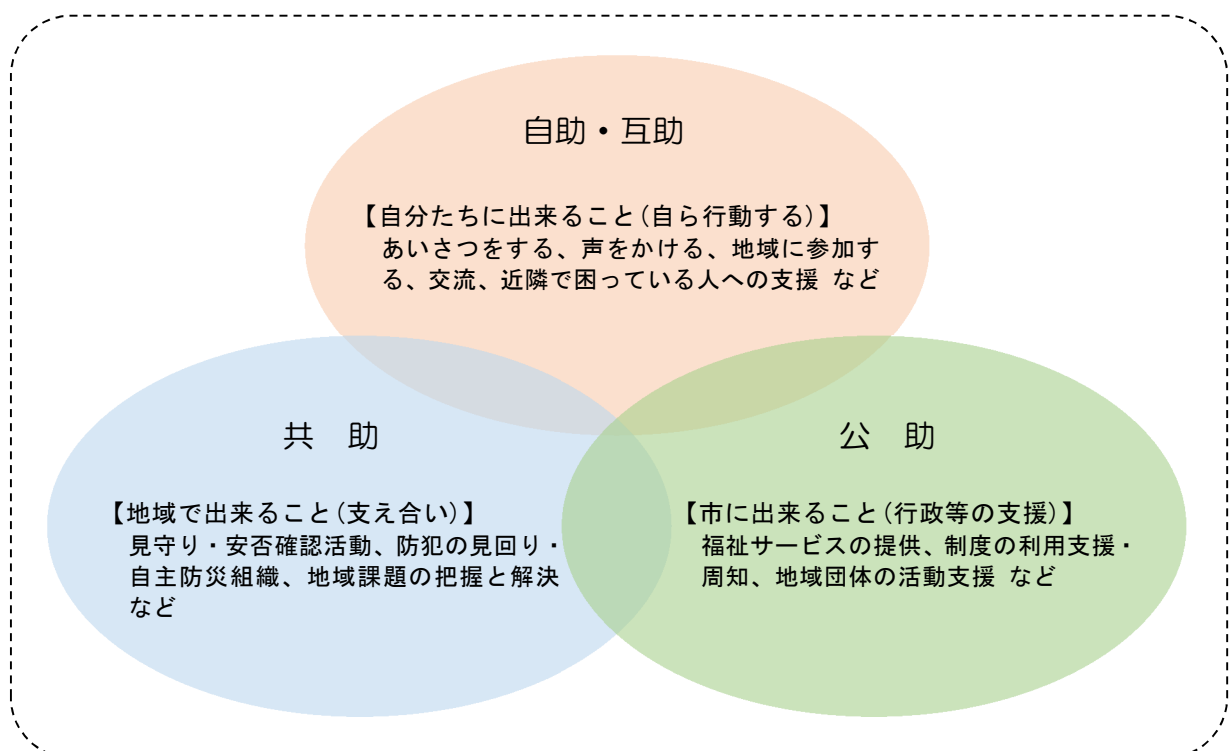
市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のこと。

(2) 共助の視点

自助では対応できない生活課題等について、地域住民や地域の団体・組織等が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のこと。

(3) 公助の視点

行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付、まちの基盤整備などの事業・施策のこと。



3. 基本目標

「自助」「共助」「公助」による地域福祉を進めるため、以下の基本目標を掲げ、住民自ら参加し、支え合うための環境づくりと、一人ひとりの多様な状況に対応する支援を行っていきます。

基本目標 1 : 住民の主体的参加の仕組みづくり

一人でも多くの市民が、お互いに支え合うことを大切にし、安心して暮らし続けることができる地域づくりに向けて、地域福祉の意識啓発や福祉教育等の充実に努めます。

すべての市民が主体性を持ち、地域活動に参加していけるように、参加しやすい環境を整えながら地域の福祉の力をつけ、ともに支え合う地域社会の実現に向けた施策を推進します。

基本目標 2 : 地域に根ざした支え合いの仕組みづくり

地域独自の支え合い活動によって、支援を必要とする市民に対する見守りがより活性化していくよう、人と人及び地域をつなぎながら、地域に根ざした福祉サービスの創設やその利用を促進します。

福祉に関わる多様な地域資源を横断的に結びつけ、相談支援や福祉活動につなげる仕組みづくりを強化します。

基本目標 3 : サービス利用に対するきめ細やかな支援

支援を必要とする住民に対して、適切な法制度や福祉サービスの利用が容易になるよう、分かり易く、利用しやすい情報提供体制と相談体制を充実させるとともに、サービス等の質の向上と量的確保が図られるように進めます。

地域の中で展開される多様な活動と連携し、問題解決のための情報を共有するとともに、様々な福祉の担い手とのネットワークを充実させ、個別課題に対応した福祉サービスを包括的に提供できる仕組みづくりを行います。

基本目標 4 : 健康で安心して暮らせるまちづくり

全ての住民が、自らの健康を守る意識を持ち、いつでも気軽に健康づくりに取り組むことができる環境づくりに努めます。

また、住民が地域において、安心・安全に暮らしていけるように、人に優しいまちづくりや防犯・防災体制の充実に努めます。

4. 施策の体系

基本理念

人と人、地域がつながる優しさの輪、みんなで支える地域福祉のまちづくり

基本目標 1

住民の主体的参加の
仕組みづくり

1. 人と人がつながる、支え合う意識を育む
 - (1) 地域福祉への関心を高める福祉教育の充実
 - (2) 地域活動への参加を促す環境づくり
2. 地域がつながる、活力をつける
 - (1) 地域活動の活性化の推進
 - (2) 自治会の活性化推進
3. 地域福祉の人材の育成、確保
 - (1) 福祉を担う多様な担い手の育成
 - (2) ボランティア活動の活性化支援

基本目標 2

地域に根ざした支え合い
の仕組みづくり

1. 地域支え合いの体制づくり
 - (1) 地域見守りネットワークの充実
 - (2) 気軽な居場所の確保
 - (3) コミュニティソーシャルワーク機能の充実
2. 地域資源と福祉活動をつなげる仕組みづくり
 - (1) 利用しやすい活動拠点の確保、整備
 - (2) 福祉関係団体や機関等の連携
 - (3) 民生委員・児童委員活動の充実

基本目標 3

サービス利用に対する
きめ細かな支援

1. 地域に根ざしたサービス利用の推進
 - (1) 地域福祉サービスの質の向上
 - (2) 福祉情報提供体制の充実
 - (3) 相談支援体制の充実
2. 一人ひとりを尊重する権利擁護の推進
 - (1) 個人の尊厳と権利を守る仕組みづくり
 - (2) 権利擁護制度の充実
 - (3) 生活困窮世帯への自立支援策の推進

基本目標 4

健康で安心して
暮らせるまちづくり

1. 健康づくりへの取り組み
 - (1) 健康づくりに対する理解の促進
 - (2) 健康づくりの場の整備
2. 安心・安全のまちづくり
 - (1) 住みよい生活環境づくりの推進
 - (2) 移動支援、交通安全対策の充実
 - (3) 地域の防犯・防災対策の充実
 - (4) 避難行動要支援者への支援対策の充実

5. 地域福祉推進の焦点

本計画では、小地域における地域福祉の実践を重視した「地域福祉推進の焦点」を掲げ、市と社協が一体となって、具体的な取り組みを小地域へと広げていきます。

(焦点・1) 地域組織の強化・活性化

- ・自治会や地域福祉推進委員会の強化、活性化を図る。
- ・全ての地域福祉推進委員会が機能するように図る。
- ・人材確保（住民参加促進）、リーダーの育成を図る。

「地域組織の強化・活性化」の目標指標

| 年度 | 各年度の実施目標 |
|-----------------------|--|
| 平成 30 年度 (2018 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会の趣旨、目的、役割について各委員会への浸透 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：3か所 ●自治会のリーダー育成方法の検討（他市町村に学ぶ等）、実践の開始 |
| 平成 31 年度 (2019 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：2か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：6か所 ●自治会リーダーの育成実践（他市町村事例を取り入れながら） |
| 平成 32 年度 (2020 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：4か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：9か所 ●自治会リーダーの育成実践 |
| 平成 33 年度 (2021 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：6か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：12か所 ●自治会リーダーの育成実践 |
| 平成 34 年度 (2022 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉推進委員会による地域活動等実践か所：8か所 ●社会福祉法人、市内企業の地域活動参加促進と実践 ●ワークショップや会合を開催する地域福祉推進委員会の数：15か所 ●自治会リーダーの育成実践 |

(焦点・2) 組織間のネットワークづくり

- ・地域同士の情報共有を行う機会をつくる。
- ・活動報告や地域課題を共有しながら、解決策を全体で考えていく。

「組織間のネットワークづくり」の目標指標

| 年度 | 各年度の実施目標 |
|-----------------------|---|
| 平成 30 年度 (2018 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：3回（各圏域1回） ●社会福祉法人との連絡会議の立ち上げ、参加促進、地域課題の報告 開催回数：年1回 ●市内企業の地域活動参加にかかる啓発活動（ワ-カ-ヨ-ッ-プに参加してもらう等） |
| 平成 31 年度 (2019 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：3回（各圏域1回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年2回 ●市内企業の地域活動参加にかかる啓発活動（ワ-カ-ヨ-ッ-プに参加してもらう等） |
| 平成 32 年度 (2020 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：3回（各圏域2回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年3回 ●自治会・地域福祉推進委員会と社会福祉法人の合同連絡会議の開催回数：年1回 |
| 平成 33 年度 (2021 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：6回（各圏域2回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年3回 ●自治会・地域福祉推進委員会と社会福祉法人の合同連絡会議の開催回数：年1回 |
| 平成 34 年度 (2022 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●自治会・地域福祉推進委員会の圏域会議（ワ-カ-ヨ-ッ-プ等）開催回数：6回（各圏域2回） ●社会福祉法人との連絡会議の開催回数：年4回 |

(焦点・3) 子どもを中心とした地域活動・行事の実施

- ・子どもが参加するかたちで活動や行事を設定することで、親世代の参加も促進する。
- ・子育て世帯とともに高齢者も参加し、地域内の世代間のつながりを確保する。

「子どもを中心とした地域活動・行事の実施」の目標指標

| 年度 | 各年度の実施目標 |
|-----------------------|---|
| 平成 30 年度 (2018 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●子どもを中心とした地域活動の実践について研究（他市町村、事例、効果等） ●子どもを中心とした地域活動のモデルケース実践：1か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：3か所 |
| 平成 31 年度 (2019 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：3か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：4か所 |
| 平成 32 年度 (2020 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：5か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：4か所 |
| 平成 33 年度 (2021 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：7か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：5か所 |
| 平成 34 年度 (2022 年度) | <ul style="list-style-type: none"> ●様々な形態での子どもを中心とした地域活動の実践：10か所 ●子供の居場所の設置数（子供の居場所事業も含む）：6か所 |

(焦点・4) 「あいさつ運動」のほか「防犯」「防災」「見守り」の活動を行う

- ・「あいさつ」を日頃から行うことを啓発しし、身近なつながりを作っていく。
- ・住民の関心事である「防犯」「防災」「見守り」をきっかけに地域活動参加を促進する。

「あいさつ運動」のほか「防犯」「防災」「見守り」の活動を行う」の目標指標

| 年度 | 各年度の実施目標 |
|-----------------------|--|
| 平成 30 年度 (2018 年度) | ●「あいさつ運動」及びその他の活動について他市町村の事例収集と研究（子どもを中心とした取り組みについて） |
| 平成 31 年度 (2019 年度) | ●「あいさつ運動」及びその他の活動について実践に向けた検討（自治会等も交えて） |
| 平成 32 年度 (2020 年度) | ●「あいさつ運動」及びその他の活動の実践（やってみよう地区を募る） |
| 平成 33 年度 (2021 年度) | ●「あいさつ運動」及びその他の活動の実践か所の増加 |
| 平成 34 年度 (2022 年度) | ●「あいさつ運動」及びその他の活動の実施地区の増加 ●既に実施している地区での取り組みの定着 |

(焦点・5) 具体的な取り組みをモデル地区から取り組んでいく

- ・具体的な取り組みを市全域で大掛かりに始めるのではなく、モデル地区を設定して、その地区にあった取り組みから進めていく。

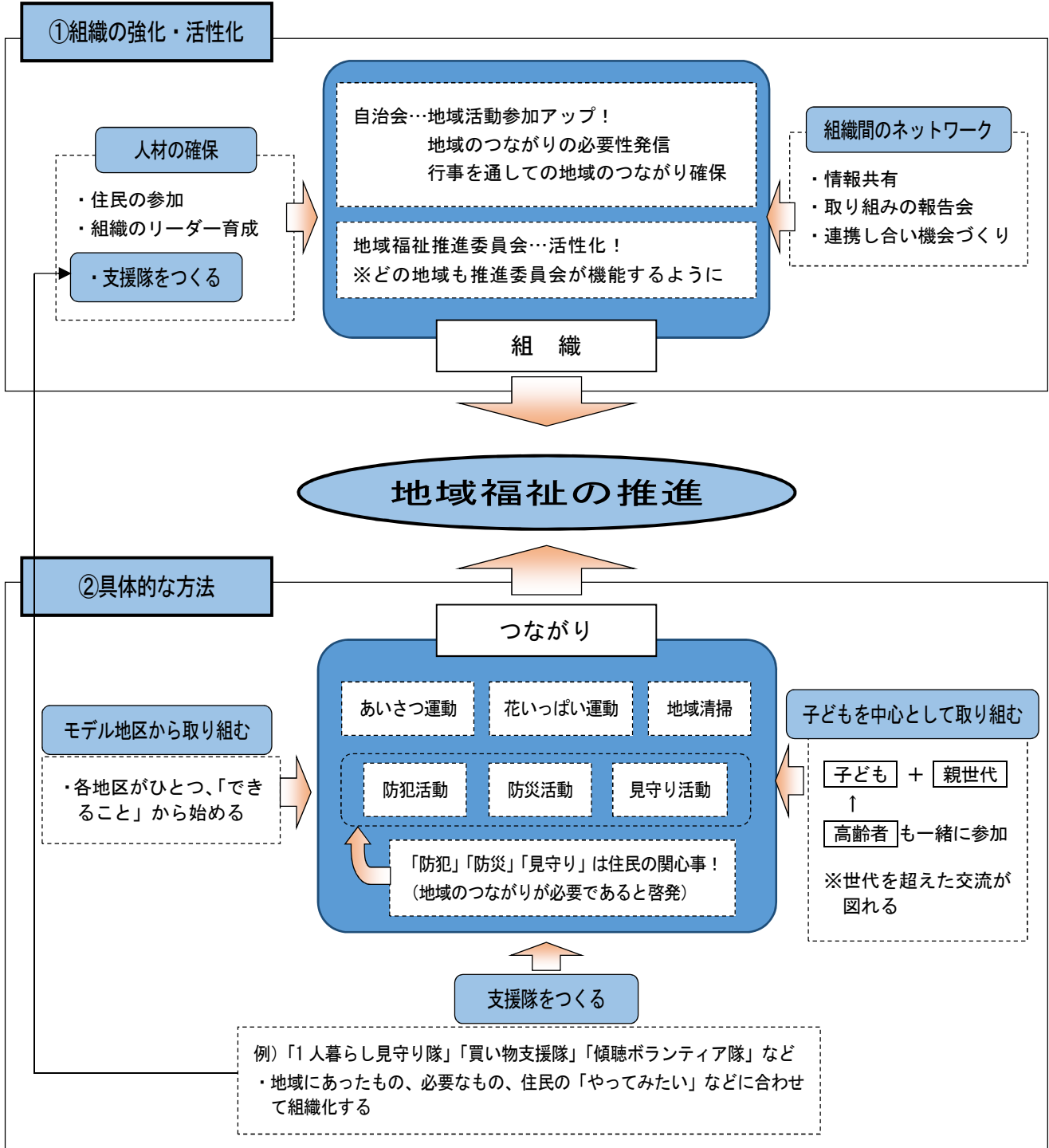
(焦点・6) 地域の「支援隊」をつくる

- ・地域支え合いを進める「支援隊」をつくり、地域活動の核としていく。
- ・「1人暮らし見守り隊」「買い物支援隊」「傾聴ボランティア隊」「庭掃除隊」（以上は例）など、地域にあったもの、必要なもの、住民の「やってみよう」などに合わせて組織化していく。

「具体的な取り組みをモデル地区から取り組んでいく」及び「地域の「支援隊」をつくる」の目標指標

| 年度 | 各年度の実施目標 |
|-----------------------|----------------------------|
| 平成 30 年度 (2018 年度) | ●「やってみよう活動モデル地区」の設定数：2 か所 |
| 平成 31 年度 (2019 年度) | ●「やってみよう活動モデル地区」の設定数：4 か所 |
| 平成 32 年度 (2020 年度) | ●「やってみよう活動モデル地区」の設定数：6 か所 |
| 平成 33 年度 (2021 年度) | ●「やってみよう活動モデル地区」の設定数：8 か所 |
| 平成 34 年度 (2022 年度) | ●「やってみよう活動モデル地区」の設定数：10 か所 |

【地域福祉推進の焦点 イメージ図】



6. 自助・互助の促進

地域福祉は、「自助・互助」「共助」「公助」が、それぞれの役割を担い、連携することにより支え合いの地域づくりが進められます。その根幹となる住民一人一人の「自助・互助」について、以下のような点を住民に周知・啓発し、多くの住民参加による地域活動が広がっていくことを目指します。

◆ 住民が出来ること(自助) ◆

● 地域活動や地域行事、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

● 地域で不審者を見かけたら、隣近所、自治会、警察等に報告をし、また隣近所と一緒に見回りなどを行いましょ。

● 地域活動等に参加する際には、隣近所にも声を掛け、参加を促しましょう。

● 地域の安心、安全を進めるために、防災や防犯の活動に積極的に参加しましょう。

● 隣近所との「あいさつ」や「つきあい」を大切に、普段から支え合う意識を高めましょう。

● 一人暮らし高齢者などで支援が必要な方は、隣近所に声を掛けたり、声を掛けにくい場合は民生委員児童委員等に依頼し、支援をお願いしましょう。

● 隣近所の高齢者など、支援を必要とする人のゴミ出しなど、日常の困り事に対して、積極的に手助けを行いましょ。

● 地域社会の一員として、身近な地域の問題点や課題に関心を持ちましょ。

● 行政が発信する相談窓口に関する広報等に積極的に関心を持ち、気軽に利用していきましょ。

● 活動に参加するだけでなく、行事等での役割の一部を担うなど、主体的に活動に参加しましょ。

● 虐待等の疑いがある場合は、迷わず行政機関等に通報しましょ。

◆ 地域で出来ること(互助) ◆

● 地域での防犯パトロールを実施するなど、協力し合っで見回り活動などを行いましょ。

● 地域活動では、役割分担を細かく行い、一人に役割が集中しないようにしましょ。

● 地域行事などは、子どもから大人まで参加できる行事、地域福祉活動を多く開催しましょ。

● 子どもの頃から地域活動に親しむ環境づくりなどに努めましょ。

● 日中一人暮らしになる高齢者や引きこもり(閉じこもり)など、支援が必要な方の情報があつたら、地域での見守りに努めましょ。

● 清掃活動や見守り活動、その他の行事を通じて、地域の高齢者や支援を必要とする人がどこにいるのか把握に努めましょ。

● 防災訓練を各地区で開催し、地域で想定される災害に対応した防災訓練等を開催し、防災意識向上や災害発生時の備えをしましょ。

● 自治会での地域活動内容について、定期的な情報の広報に努めましょ。

● 地域の集会所を活用して、気軽に集まれる居場所づくりを展開し交流の機会を増やしましょ。

● 悩みや心配事を抱えている方には、相談先を紹介するなど、地域で孤立させずに支えましょ。

● 地域での声かけ運動やあいさつ運動を実施しましょ。

7. 計画における「地域」の考え方

住民相互の支え合いという個別活動を効率よく推進していくため、第1次計画より、サービス提供や取り組みに応じた福祉活動の範囲となる「圏域」を設定しています。第3次地域福祉計画においても、これまでの考え方に基づいて、圏域の範囲設定を行います。

(1) 地域福祉計画の圏域

①基礎圏域

最も身近な隣近所や地域の班等を単位として、いつでも気軽に声かけられる範囲を基礎圏域として設定します。

②小地域

市には48ヶ所の自治会があり、自治会を中心とした各種の地域活動が展開されています。自治会を中心として支え合い、見守り活動を実践することができる範囲を小圏域として設定します。

③中圏域

中学校区を単位として市内を3地域に区分し、民生委員児童委員の支部的活動や関係機関等と連携しコミュニティソーシャルワーク機能を活かした福祉活動を展開することができる範囲を中圏域として設定します。

④市全域

市全域として、各圏域の活動を支援するとともに広域的な連携を図りながら総合的にサービスを提供する範囲として設定します。

